

「女性・高齢者等新規就業促進プロジェクト」
業務プロポーザル審査基準一覧

	審査基準	配点
提案内容	事業目的を理解し、女性・高齢者等の就業・雇用に関する情勢や就業に関する意識等に係る現状を踏まえ、新規就業実現に向けた道筋が描かれているか。	20
	提案者の強みやリソースを活かした創意ある提案となっているか。また、必要に応じて次善策が提案されているか。	10
	各取組の間の連携の工夫が見られ、一体的・包括的に実施されるものとなっているか。	10
	県が実施する他の事業、関連する国・市町村・団体・民間事業者の事業との連携について企図されているか。	5
	正規雇用・常用雇用を希望する求職者の就業機会や、正規雇用・常用雇用による労働者の労働条件に著しい影響を及ぼすことのないよう配慮されているか。	5
	女性・高齢者等について、就業に関する意識・意欲を左右する、ライフスタイル、ライフステージ、家庭事情、健康状態などの多様性を踏まえ、適切かつ効果的にアプローチできる手法が選択されているか。	10
	県内中小企業等について、業種・業態・事業規模などからくる特性、人手不足の状況、人材確保・人材活用についての考え方などの多様性を踏まえ、適切かつ効果的にアプローチできる手法が選択されているか。	10
	目標達成に必要な事業量が確保され、無理のない適切なスケジュールが組まれているか。	10
	重点対象分野とする各分野間で、極端な偏りはないか。または、偏りが生ずることについて、支援対象者や支援対象企業のニーズ等との関連において、説得力のある説明がなされているか。	5
県下のできるだけ広範囲での実施、または、できるだけ広範囲に事業効果が及ぶようにするための工夫がなされているか。または、偏りが生ずることについて、支援対象者や支援対象企業のニーズ等との関連において、説得力のある説明がなされているか。	5	
事業の実施体制	業務の確実な実施が見込める資格やノウハウを有しているか。また、業務の一部を別の者に委託する場合には、当該者を含めた業務実施体制が確保されているか。	5
見積りの妥当性	見積りの内容が適正と判断できるものか。	5
合計		100